

防災

9月1日は防災の日

防災の日は災害に対する認識を深めることを目的に制定され、8月30日〜9月5日は防災の知識を高めたり普及させるための「防災週間」です。古くから「備えあれば憂いなし」といふことわざがあります。日頃から、避難場所の確認、家族との連絡方法、集合場所の確認、非常持ち出し袋の点検など、それぞれができる防災対策を行いましょ。

（市）消防署では、地域の皆さまが防災知識を身につけ、災害時に効果的な活動が行えるよう、「消火器取り扱い訓練」や「心肺蘇生法の指導」を行っています。詳しくは問い合わせてください。

（市）消防署 警防課
☎89・0172



防災

総合防災訓練&防災フェスティバルを開催

総合防災訓練では、風水害を想定した訓練を実施します。また、防災フェスティバルでは防火防災に関する知識の習得、普及啓発を推進します。

日時 9月25日(日)
午前9時〜午後1時30分

会場 三木山総合公園
(①陸上競技場・②野球場)

内容
①総合防災訓練(雨天決行)
・土嚢による水防工法・ドローン飛行による災害情報収集など

②(市)危機管理課
③(市)消防本部 予防課
☎89・0171



救急

9月9日は救急の日

9月9日は「救急の日」で、9月4日〜10日は「救急医療週間」です。救急医療や救急業務に対する市民の正しい理解と認識を深めるとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図ります。

（市）消防署 救急救助課
☎89・0173



救急

救急車の適正利用にご協力を

令和3年中の救急出動件数は3,764件(1日あたり10.3件)で、市民約20人に1人が救急車を利用したことになりました。

●救急車を呼ぶが判断に迷ったときは？
▼三木市健康医療相談ダイヤル
☎0120・682・086

24時間年中無休で医師や看護師などに、健康や医療に関する相談ができます。

通報があれば、現場から近い消防署から救急車が出動しますが、出動が重なる現場から離れた消防署から出動することになり、救えるはずの尊い命が救えなくなることがあります。

▼全国版救急受診アプリ「Q助」
症状によって緊急度の判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供します。



▲総務省消防庁
ダウンロードページ

緊急性がなく自分で病院に行ける場合は、救急車以外の交通機関などの利用をお願いします。

なお、胸が激しく痛む、突然の激しい頭痛、意識がないなどの場合は、迷わず119番通報をしてください。



▼三木市消防本部
☎82・0119
救急病院を紹介します。
（市）消防署 救急救助課
☎89・0173

三木警察署だより ☎82-0110

防災意識を高めよう

この時季は台風や局地的な大雨の影響により、河川の急な増水、氾濫、土砂崩れなどが発生する恐れがあり、普段から「避難するタイミング」「避難する場所」を考えておくとともに、気象庁が発表する気象情報や市が発令する避難情報などを入手し、早めの避難を心がけましょう。

三木安全安心ネットでは、市内で発令された警報や避難情報、気象情報のほか、防犯情報をメールで通知します。



◀三木安全安心ネット(メール)の登録はこちらから空メールを送信(市)危機管理課



警戒レベル	避難情報
5	〈緊急安全確保〉 命の危険 直ちに安全確保
警戒レベル4までに必ず避難	
4	〈避難指示〉 危険な場所から全員避難
3	〈高齢者等避難〉 危険な場所から高齢者などは避難
2	〈大雨・洪水・高潮注意報〉 自らの避難行動を確認
1	〈早期注意情報〉 災害への心構えを高める

Q&A 消費生活相談

■ 墓石の契約、墓じまいに関するトラブルに注意! (市)生活環境課

【アドバイス】

●ある程度の知識をつけておく
トラブルを避けるために、お墓を建てたことのある親戚や知人から話を聞くほか、相場などをインターネットなどでしっかり情報収集しておく。

●契約書などを書面で交わす
購入の際は、契約書面に次の事項が明記されているかを確認する。

- ・代金や支払い方法・納期
- ・発注した石材の種類と量
- ・文字の彫刻や加工の依頼内容
- ・違約金の取り決め
- ・キャンセル可能期間

心配なことやトラブルにあった場合は、当センターへ相談してください。



・石材店で墓石を購入したが、個人的な事情でキャンセルを申し出たところ、中国へ発注したのでキャンセルできないと言われた。70万円と高額で支払いが困難で、契約書などはなく、保管する場合は年間21万円が必要だと言われた。(70代女性)

・お墓が遠方にあり、墓じまいをお寺に申し出たところ、300万円の離壇料(墓じまいの際に、感謝の気持ちを込めて納めるお金)を要求され困惑している。払えないと言うとローンを組めると言われた。(80代女性)

契約や商品に関するトラブルや多重債務に関することは 消費生活相談へ

日時 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時〜正午、午後0時45分〜4時
場所 市役所 2階消費生活センター(電話でも相談できます)

